介護老人保健施設ウエルハウス協和運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人協和会が設置する介護老人保健施設ウエルハウス協和(以下「事業所」という)において実施する指定通所リハビリテーション事業(介護予防通所リハビリテーション事業)(以下「事業」という)の適切な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士、看護師等の看護職員、介護職員(以下「指定通所リハビリテーション従事者(介護予防通所リハビリテーション従事者)」という)が要介護状態等の利用者に対し、適切な指定通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定通所リハビリテーションの提供においては、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回
- 2 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となること の予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、 地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提 供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとと もに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定通所リハビリテーション [指定介護予防通所リハビリテーション] の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定通所リハビリテーション [指定介護予防通所リハビリテーション] の提供の終了 に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や居宅介 護支援事業所へ情報提供を行う。
- 8 前7項のほか、指定通所リハビリテーションにおいては、吹田市介護保険法施行条例 (平成25年吹田市条例第7号)第3条に定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備 及び運営に関する基準を遵守し、事業を実施するものとする。
 - 指定介護予防通所リハビリテーションにおいては、吹田市介護保険法施行条例(平成 25 年吹田市条例第7号)第5条に定める指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営及び支援の方法に関する基準を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定通所リハビリテーション [指定介護予防通所リハビリテーション] の提供に 当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないも のとする。

(事業所の名称等)

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 介護老人保健施設ウエルハウス協和
- (2) 所在地 大阪府吹田市岸部北1丁目24番2号

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

- 第5条 この事業所における従事者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
- (1) 医 師 1名以上 利用者の医学的管理を行い、サービス提供の可否を判断し、病状の急変等の必要 時には、適切な措置を講ずる。
- (2) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 2名以上 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示及び通所リハビリテーション 計画(介護予防通所リハビリテーション計画)に基づき、利用者の心身の維持回復を 図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。
- (3) 看護・介護職員 5名以上 看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。 介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。
- (4) 管理栄養士 1名以上 栄養職員は低栄養状態等の改善を目的として、栄養食事相談等の栄養管理を行う。

(指定通所リハビリテーション [指定介護予防通所リハビリテーション] の利用定員) 第6条 当事業所の通所定員は50名とする。

尚、当該事業と一体的に指定介護予防通所リハビリテーションの事業を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が、当該定員を超えない範囲で実施することが出来るものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(営業日及び営業時間)

- 第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日~土曜日(祝日含む)までとする。但し、12月30日~1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分~午後5時00分までとする。
- (3) サービス提供時間は、9時30分~15時45分 6~7時間

(指定通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の内容)

- 第8条 指定通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) の内容は 次のとおりとする。
- (1)機能訓練
- (2)入浴(一般浴)
- (3)食事の提供
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎
- 2 事業所は、事業所の医師の診療に基づき、医師の診察内容及び運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏

まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画書(介護予防通所リハビリテーション計画書)を作成するとともに、通所リハビリテーション計画(介護予防通所リハビリテーション計画)の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。また、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により情報を把握するものとする。

(重要事項の説明及び同意)

第8条 指定通所リハビリテーション申込者及びご家族に対し、サービスを選定するために必要な重要事項(運営規程の概要、従事者の勤務体制、緊急時の対応、苦情処理の体制等)について文書を交付し、説明の上、同意を得ることとする。

(受給資格等の確認)

第9条 指定通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)申込の際、 利用者の介護保険被保険者証の提示を受けて、記載事項の確認をし、認定審査会の意 見が記載されている場合は、その意見に配慮して、通所リハビリテーション(介護予 防通所リハビリテーション)を提供するものとする。

(利用料等)

第10条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の 算定に関する基準(平成12年厚生労働省告示第19号)によるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)によるものとする。

- 3 昼食やおやつを提供した場合は、別紙のとおり費用の支払を受ける。
- 4 診断書、証明書等を利用者又はその家族の希望により発行した場合は、別紙の通り 費用の支払を受ける。
- 5 その他、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)において 提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用について は、別紙のとおり徴収する。
- 6 利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分) について記載した領収書を交付する。
- 7 指定通所リハビリテーション [指定介護予防通所リハビリテーション] の提供の開始 に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し 事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。
- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前 に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーション [指定介護予防通 所リハビリテーション] に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所リハ ビリテーション [指定介護予防通所リハビリテーション] の内容、費用の額その他必要

と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、吹田市(豊津・江坂・南吹田地域除く)とする。

(衛生管理等)

- 第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び 訓練を定期的に実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第13条 指定通所リハビリテーション [指定介護予防通所リハビリテーション] の利用 にあたっての留意事項は次のとおりとする。
 - (1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
- (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (3) 体調不良等によって通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。
- (4) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時等における対応方法)

- 第14条 事業所は、指定通所リハビリテーション [指定介護予防通所リハビリテーション] の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、 速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じることとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーション [指定介護予防通所リハビリテーション] の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーション [指定介護予防通所リハビリテーション] の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第15条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連 携に努めるものとする。

(苦情処理)

- 第16条 事業所は、指定通所リハビリテーション [指定介護予防通所リハビリテーション] の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション [指定介護予防通所リハビリテーション] に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第17条 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する 法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱 いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの 提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又 は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の 措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者 を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、 これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション [指定介護予防通所リハビリテーション] の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。) を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更 を行うものとする。

(地域との連携等)

第20条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定 通所リハビリテーション [指定介護予防通所リハビリテーション] を提供する場合には、 当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所リハビリテーション〔指定介護 予防通所リハビリテーション〕の提供を行うよう努めるものとする。

(身体的拘束等)

第21条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急 やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身 体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する ものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第22条 当事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年6回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契 約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定通所リハビリテーション [指定介護予防通所リハビリテーション] に関する諸記録を整備し、サービス計画の記録については当該計画に基づく指定通所リハビリテーション [指定介護予防通所リハビリテーション] サービスの提供を終了した日から、その他の記録については当該記録を作成し、又は取得した日から5年間は保存するものとする。
- 6 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人協和会と当事業所 の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成15年 4月 1日一部改訂

平成17年 8月 1日一部改訂

平成17年10月 1日一部改訂

平成18年 4月 1日一部改訂

平成20年 4月 1日一部改訂

平成24年11月 1日一部改訂

平成26年 4月 1日一部改訂

平成27年 8月 1日一部改訂

平成28年11月 1日一部改訂

令和 2年 4月 1日一部改訂

令和 3年 4月 1日一部改訂

令和 7年10月 1日一部改訂